

香川労災病院 医師修学資金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、大学の医学を履修する課程に在学する者であつて、将来香川労災病院（以下「当院」という。）に医師として勤務しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸与することにより、当院の医師の確保を図ることを目的とする。

(修学資金の貸与契約)

第2条 院長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院（以下「大学院」という。）を除く。以下「大学」という。）の医学を履修する課程に在学する5年生・6年生であつて、将来当院に医師として勤務しようとする者の申請により、その者に当院医師修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

2 上記の期間にかかる修学資金を、既に当院以外から貸与されている者は貸与契約の対象外とする。

(修学資金の額及び貸与の方法)

第3条 修学資金の額は、次のとおりとする。

(1) 大学5年生 月額120,000円

(2) 大学6年生 月額150,000円

2 修学資金は、前条の規定により締結した契約（以下「契約」という。）に定められた月から当該契約の相手方が大学を卒業する日の属する月までの間（正規の修業期間に限る。）、毎月1月分ずつ貸与するものとする。ただし、院長は、特別の事情があると認めるときは、数月分を合わせて貸与することができる。

(保証人)

第4条 修学資金の貸与を受けようとするものは、院長が定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

(契約の解除及び貸与の休止)

第5条 院長は、契約の相手方が大学に在学している場合において、次の各号

のいずれかに該当するに至ったときは、契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき。
 - (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
 - (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - (5) 死亡したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- 2 院長は、契約の相手方が大学に在学している場合において、休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該契約の相手方が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

(返還債務の当然免除)

第6条 院長は、被貸与者が、大学を卒業した後2年以内に医師となり、かつ、医師となった後直ちに、当院で臨床研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。）に従事し、その後継続して当院で医師としての勤務に従事している場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務（以下「返還債務」という。）の全部（履行期が到達していないものに限る。）を免除するものとする。

- (1) 当院の医師（非常勤の者を除く。以下この号において同じ。）として通算して在職した期間（臨床研修又は後期研修を受けている期間において当院の医師として在職した期間を含む。）のうち休職、停職、育児休業その他の事由により勤務しなかった期間を除いた期間（以下「在職期間」という。）が修学資金の貸与を受けた期間（前項第2条の規定により修学資金の貸与が行われなかった期間を除き、かつ、当該貸与を受けた期間が1年に満たない場合には、1年とする。以下同じ。）の1.5倍に達したとき。
- (2) 業務上死亡し、または業務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

(返還義務の裁量免除)

第7条 院長は、前条の規定により返還債務を免除する場合のほか、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還債務（履行期が到来

していないものに限る。以下この条において同じ。) について当該各号に定める額を免除することができる

- (1) 大学を卒業した後2年以内に医師となり、かつ、医師となった後直ちに臨床研修等に従事し、その後継続して臨床研修等のいずれかに従事している場合において、在職期間が1年以上で、かつ、修学資金の貸与を受けた期間に達しなかったとき。返還債務の額に当該職期間を修学資金の貸与を受けた期間で除して得た数値を乗じて得た額に相当する額
- (2) 死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなったとき。返還債務の全部又は一部に相当する額

(返還)

第8条 被貸与者は、前2条の規定により返還債務の全部を免除される場合を除き、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与を受けた修学資金の総額に利息を付した額を、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに一括して返還しなければならない。ただし、院長は、特別の事情があると認めるときは、別に期限を定めて、又は分割して返還させることができる。

- (1) 第5条第1項の規定により契約が解除されたとき。
 - (2) 医師となった後直ちに臨床研修等に従事しなかったとき。
 - (3) 医師となった後直ちに臨床研修等に従事した場合において、その後継続して臨床研修等のいずれかに従事しなかったとき。
 - (4) 医師となった後直ちに臨床研修等に従事し、その後継続して臨床研修等のいずれかに従事している場合において、最初に臨床研修等に従事した日から修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に2年を加えた期間を経過し、かつ、当該最初に臨床研修等に従事した日から起算して12年を経過する日までの期間を限度として管理者が認める期間を経過したとき。
 - (5) 大学を卒業した後死亡したとき。
 - (6) 大学を卒業した後2年以内に医師とならなかったとき。
- 2 前項の利息の額は、当該修学資金の交付を受けた日から最後に修学資金の交付を受けた日の属する月の末日までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 前項に規定する利息の額の計算についての年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 4 前2項の規定により計算した利息の額が100円未満であるときは、利息を徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を

切り捨てるものとする。

(返還債務の履行猶予)

第9条 院長は、被貸与者に災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるときは、当該事由が継続している期間、返還債務の履行を猶予することができる。

(延滞利息)

第10条 被貸与者が、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

2 第8条第3項及び第4項の規定は、前項の延滞利息について準用する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、院長が定める。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。